

平成 23 (2011) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：公法（憲法）

＜経済的自由を規制する立法の合憲性審査は、いわゆる規制目的二分論に拠るべきである＞、という考え方がある。この考え方は、1970年代半ばに判例法理として確立したと憲法学説が理解してきたものだが、1987年最高裁大法廷判決（森林法違憲判決）とその後の判例の展開により、本当に判例法理がこの考え方に拠っているかについて今日では有力な疑問が提起されるようになっている。

この規制目的二分論はどのような内容の理論か。どの最高裁判決をどのように手がかりとして、憲法学説は規制目的二分論が判例法上確立したと理解してきたのか。以上の点についてわかりやすく説明せよ。